

議 事 録

会 議 名	平成28年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成28年12月26日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 3階議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進      会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄      2番 佐藤 晃      3番 大久保泰明 4番 市川澄雄      5番 金子幸一      7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一      主査：原田智香      主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成28年第12回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、いませんので出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人に、5番金子委員と6番藤井委員を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号54号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号54号を朗読)(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動地区にある広域リサイクルセンターの目久尻川対岸にあります市街化調整区域、農業振興地域内の農用地3筆です。 譲受人は譲渡人の子で、家族農業経営を強化するための贈与ということです。現在6,015㎡の田畑を譲受人、譲受人の妻、譲渡人の3名で耕作しており、水稻、芍薬、生姜、里芋、葱、白菜等を作付けしています。またトラクターを所有しており、寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。 以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7 番：12月14日に事務局と現地調査をしました。現況は7～8割作付け中、2割が収穫後、耕うんした状態でした。親子間なので、問題ないと思われます。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号54号は原案のとおり許可証を交付することに決定します。 次に日程第2非農地証明願について議案番号55号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>		

事務局：(議案番号55号を朗読)(説明)

当該地は位置図にありますとおり県道相模原茅ヶ崎線、海老名市境から南へ約500m程の道路沿いにあります市街化調整区域、農業振興地域内にある農地1筆と、倉見十二天交差点北側から北上し、海老名市境に近い市街化調整区域、農業振興地域内にある農地2筆です。

前述の農地1筆は、申請者が平成元年の減反政策により米の生産をやめていたところ、知人から生活用品を置くために土地を使わせてほしいと言われ、貸していました。年数が経過するうちに事業者の資材置場になり、昨年、事業者を撤退させ建物が撤去されたものの、現在、門等の工作物が残り、地べたには砂利が混じっている状況となっています。

後述の農地2筆は、先代が資材置場として事業者に貸していた土地を、平成10年に申請者がそのまま相続し、現在に至ります。

3筆とも道路を隔てた反対側は市街化区域ですので、連たんとなり、立地については第3種農地です。

過去10年間、違反地としても指導もないこと、課税も雑種地であることから、現況から農地への復元は不可能と考え、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会長：続いて担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番：12月14日に会長と事務局とで現地調査をしました。事務局の説明どおりで、県道沿いの場所は長年、鉄骨置場で、現在は更地です。後述はブロックの間屋のような事業者が長年、使用中。非農地証明が妥当だと思われ

ます。

会長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長：では全員賛成ですので、議案番号55号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。

会長：続いて議案番号56号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号56号を朗読)(説明)

当案件は、位置図にありますとおり川とふれあい公園内にある市街化調整区域、農業振興地域外にあります。

平成2年12月より寒川町が公園の駐車場として整備し使用するため、賃貸借契約を結びました。当時、公共工事による農地転用は許可不要で、賃貸借であったことから地目変更もされていなかったようです。平成26年に申請者と兄弟2名共有で相続し、現在に至りましたが、登記地目を雑種地に変更したいとのこと。課税地目は公園ですが、町で借りていることから軽減され課税標準額は0円になっています。当該地東側の市街化区域から連たんとなっているため第3種農地です。町都市計画課へ確認したところ、今後も駐車場として利用していくとのことでしたので、農地への復元は不可能と考え、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3番：12月14日事務局と現地調査をしました。現況は事務局の説明どおり広い駐車場の一部となっています。そのようなことから農地への復元は難しいと思われ

ます。

会長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号56号について、原

案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号56号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。

会 長：続いて議案番号57号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号57号を朗読)(説明)

当案件は、位置図にありますとおり田端二本松交差点より東に110mほど行ったところにある市街化調整区域、農業振興地域内にある土地です。昭和44年終了の寒川町南部土地改良事業による区画整理後、従前の道路が無くなり、換地された当該地に接道がなく農地を通路として使用し、現在は庭敷地となっています。立地基準は、高速自動車道路の出入口より300m以内にあるため第3種農地となります。

昭和44年から宅地として利用しており課税も宅地であることから、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：12月14日、会長と事務局とで現地調査をしました。土地改良後、宅地として利用されていて現在に至ります。農地への復元は不可能と思われます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号57号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。

会 長：続いて議案番号58号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号58号を朗読)(説明)

当案件は位置図にありますとおり寒川町立寒川東中学校の南西にあります市街化調整区域、農業振興地域内にある土地です。

昭和60年ころ、先代が中古車業者の事業用地として貸し、当時はプレハブの建物もありました。平成13年ころ中古車業者は撤退し、鉄パイプや砂利が残っていましたが、平成24年、町が行うコンポスターによる堆肥作成所として使うため、所有者と賃貸借する際に非農地証明が交付されています。ここで事業完了に伴い、賃貸借契約が終了しますが、地目変更されておらず、所有者が平成24年に発行した非農地証明を紛失したことから、再度、非農地証明願が提出されました。立地基準は鉄道の駅より300m以内にあるため第3種農地となります。現在もコンポスター置場となっており、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当は私ですので、現地調査の結果並びに補足説明をします。

会 長：12月14日事務局と現地調査しました。現況はコンポスター置場となっていますが、過去には駐車場であった時期もあり、農地への復元は難しいと思われます。

会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号58号は原案のとおり非農地証明書を発

	<p>行することに決定します。</p> <p>会 長：続いて日程第3、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号93と、日程第4、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号94号から97号の4件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号93～97号を朗読)(説明) いずれも添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言がないようですので届出の報告事項については了承されたこととします。</p> <p>最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会 長：では、以上をもって平成28年第12回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成28年第12回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(5番) 金子幸一 議事録署名人(6番) 藤井明男

本議事録は、平成29年1月25日、承認・署名を得て確定しました。